

議案第19号

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定  
について

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を別記の  
とおり制定する。

令和7年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例  
(所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の一部改正)

第2条 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例（平成11年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第22条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第24条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(所沢市街づくり条例の一部改正)

第3条 所沢市街づくり条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第71条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(所沢市消防団条例の一部改正)

第4条 所沢市消防団条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。